

松江市告示第 98 号

松江市認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業実施要綱（平成 26 年松江市告示第 146 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 29 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(助成金の請求等) 第 10 条 略 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、 <u>その内容を審査し、適当と認めるときは、</u> _____ 事業者に対し助成金を交付するものとする。	(助成金の請求等) 第 10 条 略 2 市長は、前項の請求書を受理したときは_____ ____、 <u>請求があった日から 30 日以内に</u> 事業者に対し助成金を交付するものとする。

附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。